

令和5年9月定例会提出案件 補足資料

議第66号 舞鶴市及び綾部市におけるはしご自動車の共同運用に係る連携協約の締結について

はしご自動車の共同運用に係る連携協約を舞鶴市と締結することについて、議会の議決を求めるもの。はしご車の共同運用に係る連携協約の締結は京都府内の自治体間では初。

1. 背景・経過

- 本市には、中高層建築物が42棟あり、はしご自動車を整備する必要があったが、出動頻度や財政上の理由から未配備
- 現在、中高層建築物で火災が発生した場合は、両丹都市消防相互応援協定などにより対応できるが、管轄区域における消防力の整備指針を十分に果たしていない
- 「府北部地域連携都市圏形成推進協議会」及び「府中・北部地域の新たな消防広域連携のあり方検討会」において、舞鶴市を含む近隣市とはしご車の整備について検討し、このほど舞鶴市と連携協約を締結することとなった
- 共同購入には費用の負担割合や運用方法について、両市で協議する必要があることから本協約を締結し令和7年度の運用開始を目指す
- はしご自動車の整備により、中高層建築物のほか8.7mの三連はしごで届かない建築物の火災などでも有効な消防活動が可能となる

2. 主な取り組み内容

- はしご自動車の共同購入
- はしご自動車の運用
- はしご自動車の維持管理
- 共同運用に係る費用負担 など



イメージ写真

※実際に整備する車両は未定です。

3. スケジュール（予定）

- | | | |
|------|-----|-----------------|
| 令和5年 | 9月 | 議決（協定）
協議の開始 |
| | 10月 | 予算要求 |
| 令和6年 | 4月 | 入札 |
| | 6月 | 議決（不動産の取得） |
| 令和7年 | 2月 | 納車 |
| 令和7年 | 4月 | 運用開始 |

4. その他

- 京都府北部に配備中のはしご自動車は、福知山市（1台）と舞鶴市（1台）

【問い合わせ】

警防課 課長 岸本新吾 ☎0773（42）0119